

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1037号

本山町立通所リハビリテーション 会計年度任用職員募集案内について

【対象職種】 介護職員

※年齢65歳まで、男女不問

【採用人数】 若干名

【採用期間】 採用日から令和3年3月31日

【勤務成績が良好な方は、再採用(翌年度4月から7月の継続可)】

【採用条件】

①普通自動車免許資格のある方(AT限定可)

②パソコンの基本操作ができる方

【勤務時間】

週5日勤務(土曜・祝日を除く)
午前8時15分から午後5時

(朝食休憩1時間有)

※勤務日数・時間については、パートタイムでも可能。要相談。

【給与等】

・町の給与条例等(月給150,000円～)の定めによる。要相談。

【提出方法】

①提出書類

・本山町会計年度任用職員応募申込書

(問い合わせ先までご連絡頂きますことにより、こちらから申込書一式を郵送いたします。)

・自動車運転免許証の写し

・介護福祉士の資格をお持ちの方は、その証明書の写し

②申込締切日 令和2年8月31日(月)

午後5時必着まで(持参又は郵送可)

③面接日及び場所

・申し込み後、本人に直接連絡いたします。

※はじめのうでも、大歓迎です。一度、見学にお

しください。

【問い合わせ・申込先】

〒781-3601

長岡郡本山町本山600番地

本山町保健福祉センター内

【仕事内容について】

連絡先 電話 72-9677 担当…筒井

【書類関係について】

連絡先 電話 70-1000 担当…中西

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

本山町公営住宅「吉野第2団地」の入居者を次のとおり公募します。

【住宅の所在地】 本山町吉野400番地1

【公募戸数】 3階1戸(鉄筋コンクリート3階建)

【1戸あたり床面積】 約75平方メートル

【間取り】

和室(6畳2室)、洋室(約6畳1室)、LDK(約

9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、物置他

【家賃】 15,400円～(所得月額より算定)

【敷金】 家賃3カ月分

【共益費】 浄化槽及び街灯管理費用等あり

【公営住宅入居者の資格】

・居住する住宅に困難が生じていることが明らかなる者
又はその者の同居している者の親族がある者。

・所得月額が15万8千円以下であること。(ただし、高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円以下)所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせください。

・税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しようとする親族全員住民票、所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、役場総務課へ提出して下さい。

【申し込み期限】 8月25日(火)まで

※本山町のホームページに公募の記事を載せています。

【問い合わせ先】

総務課 住宅担当 電話 76-2223

特設人権相談所開設のお知らせについて

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設いたします。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

【日時】 8月20日(木) 午前10時～午後3時

【開設場所】 吉野公民館

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-2113

※8月13日発行の行政連絡には、8月13日開設予定と掲載しておりましたが、20日に変更となりました。お詫言のべし、注意下さい。

令和2年度ひびの親世帯への

臨時特別給付金の一案内

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ひびの親世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施します。

【支給対象者(基本給付)】

- ① 令和2年6月31日の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を支給しており、令和2年6月31日の児童扶養手当が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給して5割以下同じ水準になつた方

【支給金額】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
 ①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方には、1世帯5万円の追加給付があります。

【申請方法】

- ①「」該当する方は、あらかじめ申請は不要です。支給を希望しない場合は、8月17日(月)までに受給拒否の届出書を提出(郵送可)してください。
 - ②「」該当する方及び追加給付は申請が必要です。
 - ③③の申請期間
- 令和2年8月1日(土)～
 令和3年2月28日(日)

【支給方法】

児童扶養手当登録銀行口座等へ振込みます。

【給付開始】

基本給付は、8月末を予定しています。支給が確定したら、決定通知を郵送します。

【問い合わせ先】

厚生労働省「ひびの親世帯臨時特別給付金」コールセンター
 (受付時間 平日午前9時～午後6時)
 電話 0120-400-9003
 住民生活課住民班 電話 76-211-13

経営継続補助金2次募集のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止策を行うにつれ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林業者の取組を支援します。お早めにお申し込みをご検討ください。

【補助内容】

- ① 経営継続に関する取組に要する経費
 補助上限額 100万円(補助率 3/4以内)
 接触機会を減らす取組などの条件あり
- ② 感染拡大防止の取組に要する経費
 補助上限額 50万円(補助率 定額)

【応募開始時期】

9月中旬予定(申込締切10月中旬予定)

【問い合わせ先】

JA高知県れいびの営農経済センター
 電話 82-28003
 嶺北農業改良普及所 電話 82-0129
 嶺北林業振興事務所 電話 82-0162



吉野川増水時には

沈下橋の通行に注意してください

大雨等による吉野川の増水時には、越水等の状況により沈下橋を通行止めになっています。
 また、吉野川の水位が沈下橋を越していない場合でも急な増水が想定される場合には、通行止めにする場合があります。

- (1) 早明浦タムのゲート放流時
 - (2) 集中豪雨等による吉野川支流の増水時
 - (3) その他、通行に危険が想定される場合
- なお、上流での局地的なゲリラ豪雨等、予期せぬ増水により沈下橋を越水し危険な場合があります。特に夜間の通行にはご注意ください。

沈下橋通行止めの際にはご不便をおかけしますが、通行の安全確保にご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課建設班 電話76-3917

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅へ受け付けるほか、毎月第3木曜日(町役場で定期的)開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 【日時】 8月20日(木) 午前10時～正午
- 【場所】 役場の隣第2会議室
- 【問い合わせ先】

行政相談員 豊我部 巧
 自宅/本山町本山3-13番地88
 電話 76-26007

高知県よろず支援拠点相談会について

高知県よろず支援拠点は、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている皆様方への支援として、専門家が市町村に出向き、次のとおり無料の出張相談会を開催します。

経営等についてお困りの皆様は、ぜひお気軽にご相談ください。

【開設日】

令和2年	8月18日(火)
	9月15日(火)
	10月20日(火)
	11月17日(火)
	12月15日(火)
令和3年	1月19日(火)
※全日程とも午後1時~5時	

【受付場所】

本山町産業振興センター(本山町西側2階会議室)

【相談内容】

- (1) 国の事業者向け給付金
- ◆ 持続化給付金・家賃支援給付金の相談
- (2) 国の事業継続支援のための支援策
- ◆ 持続化補助金・ものづくり補助金
一丁導入補助金の相談
- (3) 資金繰り
- ◆ 県の支援金融・日本公庫等政府系金融機関の支援策や資金繰りの相談
- (4) 「感染症要諦対策」に取り組む事業者の県の支援策

◆ 感染症予防対策「要する換気やトイレの改修補助金等

※なお、日程・会場が変更になる場合は事前にお知らせします。

※相談は事前予約制です。左記の問い合わせ先まで、日時の連絡をお願いします。

(注) 当日は、時間までにお越しください。

【問い合わせ先】

高知県よろず支援拠点

電話 0888-840-0175

メール yorozu@joho-kochi.or.jp

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等ご予約を入れてください。

【日時】 8月21日(金)

午後1時~3時30分

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【相談場所】 役場2階第2会議室

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-222233



特別定額給付金申請書提出のお願い

住民一人あたり10万円の給付金について、本山の申請期限は8月13日(木)までとなっています。期間内に申請がない場合、給付金を受け取る事ができません。申請がまだお済みでない方は忘れずに申請手続きをお願いします。

受け取りを希望されない場合でも、辞退の確認が必要となりますので、申請書の提出をお願いします。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-222233

意見箱を設置しています。

本山町には、町民の皆さんに満足の頂ける行政サービスの向上や提供を目指して「意見箱」を設置しています。

お気づきの点がございましたら、所定の用紙に記入の上、意見箱に投函ください。また、町のホームページからも意見を寄せることが出来ます。「意見を聞かせください」。

【設置場所】 4箇所

・役場本庁舎1階

・保健センター

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-222233

・西庁舎2階

・プラチナセンター



新型コロナウイルス感染症に係る

支援金の交付について

本山町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた、町内の商工業を営む小規模事業者、畜産農家に対して、支援金を交付します。

【支援の内容】

- ①商工業を営む小規模事業者
- 経営維持支援

令和2年3月から5月までの任意の月の売上が前年の同月と比較して、減少した事業者
売上高減少 20%以上50%未満

1事業者 15万円
20%未満 1事業者 5万円

- 休業等支援

令和2年4月24日から5月6日までの期間中、休業もしくは営業時間の短縮を実施した事業者
(ただし、通常の店舗休業日は除く)
休業、時間短縮の日数にかかわらず
一律10万円

②畜産農家(令和2年3月から6月までの)

取引を対象

- 繁殖農家支援

子牛の取引価格が基準額を下回った場合
取引額と基準額との差額分に80%乗じた額

基準額 1頭あたり49000円
1頭あたり上限12万円

- 肥育農家支援

枝肉価格が基準額を下回った場合
基準単価との差額に取引量を乗じた金額の80%

1頭あたり上限20万円

基準額 A5〜A3 2,200円/kg

A2以下 1,900円/kg

【申請書提出先及び受付期限】

- ・商工業者支援金 本山町商工会
8月31日(月)まで
- ・畜産農家支援金 本山町まちづくり推進課
11月30日(月)まで

【申請書類】

- ・まちづくり推進課及び本山町商工会でお渡しします。
- ・町のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

- まちづくり推進課 電話 76-3916
本山町商工会 電話 76-2160

こうちうオレストスクールの

受講生募集について

林業の基礎知識や本県の林業の特徴を学べる講座を開催します。座学に加えて、チェンソー体験や先輩林業従業者と直接対話でき、林業就業へ向けての支援の紹介、高知県立林業入学校の紹介などのプログラムがあります。

林業に興味・関心がある方はぜひご参加ください。

【日程】10月4日(日)

【時間】午後1時30分〜午後4時30分

【場所】高知県立森林研修センター研修館
(住所：香美市土佐山田町大平80)

【対象者】高校生以上の方

【その他】受講料無料

【申込締切】開催日の3日前

【問い合わせ・申込み先】

高知県林業労働力確保支援センター(担当：宮崎)
電話 0887-57-0300

自衛官等募集案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日	合格発表
航空学生	海上 高卒(見込含) 23歳未満	7月1日 ~9月10日	1次:9月22日 2次:10月17~22日の1日 3次:11月20日~12月16日の1日(海) 11月14日~12月17日の指定日(空)	1次:10月9日 2次:11月11日(海) 11月6日(空) 最終:1月19日
	航空 高卒(見込含) 21歳未満			
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満(注1)	7月1日 ~9月10日	1次:9月19日 2次:10月10、11日のうち、いずれか1日	1次:10月2日 最終:11月6日
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満(注2)	年間を通じて 行っております	9月19日(学科試験) 9月25日、26日、27日のうち、いずれか1日 (面接・身体検査)	試験時にお知らせします
予備自衛官補(一般)	一般社会人等 (会社員・大学生・主婦等) 18歳以上34歳未満	令和2年7月1日 ~9月11日	令和2年10月4日 (詳しくはお問い合わせ下さい)	11月6日
予備自衛官補(技能)	医療従事者、語学、建築、整備、船舶等の資格保有者 18歳以上で保有する技能 に応じ、53~55歳未満	令和2年7月1日 ~9月11日	令和2年10月3日予定 (詳しくはお問い合わせ下さい)	11月6日

注1 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

注2 32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない者